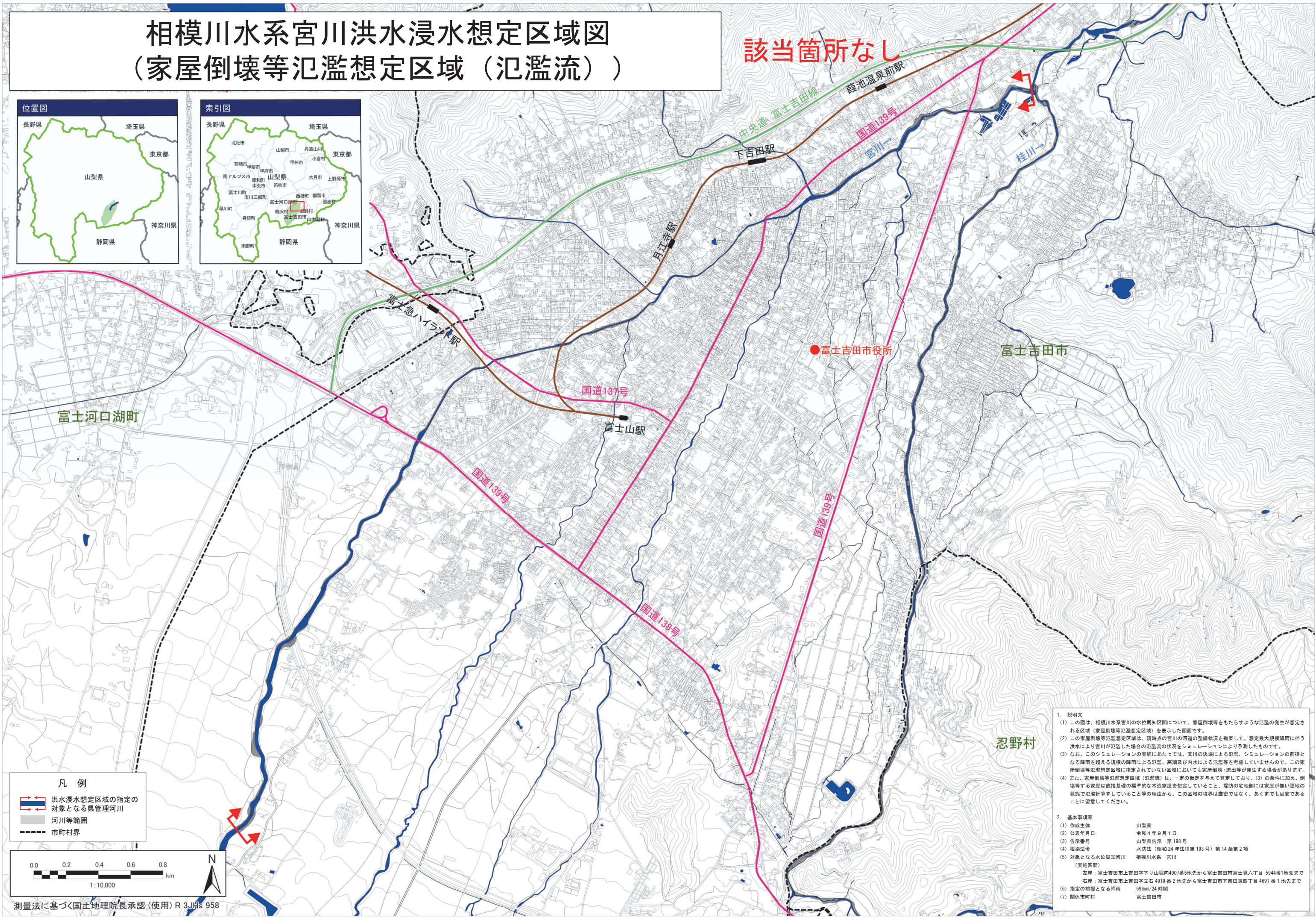
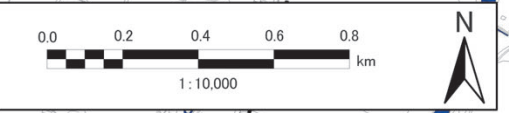


相模川水系宮川洪水浸水想定区域図 (家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流))

該当箇所なし



- 凡例**
- 洪水浸水想定区域の指定の対象となる県管理河川
 - 河川等範囲
 - 市町村界



- 1. 説明文**
- この図は、相模川水系宮川の水位周知区間について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域（家屋倒壊等氾濫想定区域）を表示した図面です。
 - この家屋倒壊等氾濫想定区域は、現時点の宮川の河道の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨に伴う洪水により宮川が氾濫した場合の氾濫流の状況をシミュレーションにより予測したものです。
 - なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されていない区域においても家屋倒壊・流出等が発生する場合があります。
 - また、家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）は、一定の仮定を与えて算定しており、(3)の条件に加え、倒壊等する家屋は直接基礎の標準的な木造家屋を想定していること、堤防の宅地側には家屋が無い更地の状態で氾濫計算をしていること等の理由から、この区域の境界は厳密ではなく、あくまでも目安であることに留意してください。
- 2. 基本事項等**
- | | |
|-----------------|--------------------------|
| (1) 作成主体 | 山梨県 |
| (2) 公表年月日 | 令和4年9月1日 |
| (3) 告示番号 | 山梨県告示 第198号 |
| (4) 根拠法令 | 水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項 |
| (5) 対象となる水位周知河川 | 相模川水系 宮川 |
- (実施区間)
- 左岸：富士吉田市上吉田字下り山堀向4907番5地先から富士吉田市富士見六丁目5944番1地先まで
 右岸：富士吉田市上吉田字立石4919番2地先から富士吉田市下吉田東四丁目4691番1地先まで
- (6) 指定の前提となる降雨 696mm/24時間
- (7) 関係市町村 富士吉田市

測量法に基づく国土地理院長承認(使用) R 3JHs 958

※A1出力時は1:10000、A3出力時は1:20000